

(表紙)

恵那市森林整備計画

恵那市森林整備計画 変更計画（案）

計画期間

自 令和 5年4月 1日
至 令和15年3月31日

岐阜県恵那市

令和7年3月〇〇日樹立

恵那市告示第〇〇号

岐阜県恵那市

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、恵那市森林整備計画を次のように変更します。
本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。
なお、変更計画の施行日は令和7年4月1日とします。

恵那市森林整備計画の一部変更

目次

I (略)	1
II 森林の整備に関する事項	1
第1 (略)	1
第2 造林に関する事項	1
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4 (略)	
5 (略)	
第3 (略)	4
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	4
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2 (略)	
3 (略)	
第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項	4
1 (略)	
2 将来目標区分の設定に関する基準	
3 将来目標区分の設定	
4 (略)	
5 (略)	
第6 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	5
1 (略)	
2 (略)	
3 作業路網の整備に関する事項	
4 (略)	
第7 (略)	7
第8 (略)	7
第9 その他必要な事項	7
1 (略)	
2 (略)	
3 (略)	
III (略)	7
IV (略)	7
V その他森林の整備のために必要な事項	7
1 (略)	
2 (略)	
3 (略)	
4 (略)	
5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	
6 (略)	

I (略)

II 森林の整備に関する事項

第1 (略)

第2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然的条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。

特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。

ただし、岐阜県里山林整備事業により整備したバッファゾーン（緩衝帯）については、「里山林整備事業の実施に関する協定」の期間中はこの対象から除外するものとします。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

また、1 ha をこえる人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。

なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の増加に努めます。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、樹種については次のとおりとします。

一般的事項	<ul style="list-style-type: none">・造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。・成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の確保を図るため、花粉の少ない苗木の増産に努めるものとする。・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。・特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。
-------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は恵那市の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。 ・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。 								
人工造林の対象樹種	<p>・主な人工造林の対象樹種を以下に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工造林の対象樹種</td> <td>スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類、コウヨウザン</td> <td>カエデ・ケヤキ・ホオノキ・コナラ・ミズナラ・クリ・サクラ</td> <td>左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	針葉樹	広葉樹	備考	人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類、コウヨウザン	カエデ・ケヤキ・ホオノキ・コナラ・ミズナラ・クリ・サクラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。
区分	針葉樹	広葉樹	備考						
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類、コウヨウザン	カエデ・ケヤキ・ホオノキ・コナラ・ミズナラ・クリ・サクラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。						
最深積雪深による造林樹種の区分	当市における最深積雪深は、1.0mに満たないため、それぞれの立地条件に応じた樹種を選定し、 植栽する 。								
カシナガ等被害跡地の造林樹種	枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植である場合など森林機能を早急に回復させる必要がある場合には、現地産種の人工造林による更新を 図るものとする 。								

(2) (略)

(3) (略)

2 天然更新に関する事項

天然更新（天然下種更新、ぼう芽更新）は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等から見て、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとしします。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 更新調査

下記により更新調査を行うこととします。

更新調査の実施主体	更新調査は恵那市が実施することを基本とするが、必要に応じて林業普及指導員等の助言や協力を得て実施するものとする。
-----------	--

更新調査の時期	伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新調査を行うものとする。
標準地の設定	更新調査は、更新対象地ごとに、標準地調査により実施するものとし、以下により標準地を設定のうえ調査を行うものとする。 ①残存木が無い場合 ・調査区の設定 2m×10mの帯状標準地の中に2m×2mの5プロットを設定 ・標準地の数 更新対象地2ha未満;帯状標準地を4箇所以上、2ha以上4ha未満;帯状標準地を6箇所以上、4ha以上;帯状標準地を8箇所以上設定。 ②残存木がある場合 ・調査区の設定 残存木については20m×20mの標準地を設定。更新稚樹については上記①に準ずる。 ・標準地の数 残存木については更新対象地2ha未満;帯状標準地を4箇所以上、2ha以上4ha未満;帯状標準地を6箇所以上、4ha以上;帯状標準地を8箇所以上設定。更新稚樹については上記①に準ずる。 ③群状や点状の伐採の場合 ・調査区の設定 複数の更新対象地内に2m×2mのプロットを設定。 ・標準地の数 更新対象地2ha未満;プロット20箇所以上、2ha以上4ha未満;プロット30箇所以上、4ha以上;プロット40箇所以上設定。 ④標準地の選定 ・標準地は、更新対象地の中で将来の森林の姿に大きな影響を与える箇所や更新樹種が平均的な生育状況を示している箇所に設定する。尾根、中腹、沢など立地条件及び植生その他の自然条件に応じて複数の調査区を設定することが望ましい。
更新調査の内容	更新調査にあたっては以下の内容について調査する。 ・成立本数として算入する更新樹種の樹種・稚樹高・本数 ・成立本数として算入しない更新樹種の樹種・稚樹高・本数 ・残存木の樹種、樹高、成立本数 ・更新対象地の面積 ・残存木の占める面積 ・主な競合植物の種類及び生育状況
更新調査の記録	更新調査の結果について、天然更新調査記録簿等により、必要事項を記録のうえ保管する。天然更新調査記録簿等の保管期間は、更新の完了を確認した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までを標準とする。
更新調査を省略することができる場合	以下に示す場合においては、更新調査を省略して更新の完了とすることができるものとする。なお、更新調査を省略した場合においては、更新調査を省略した理由を天然更新調査記録簿等に記録する。 ・更新対象地の面積が1ha以下の場合(ただし、他の連続する未更新の更新対象地との合計面積が1haを超える場合はこの限りでない) ・電気事業者による線下伐採など、実態として明らかに不要木除去を目的とする伐採であると判断できる場合

(7) (略) 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応

3 (略)

4 (略)

5 (略)

第3 (略)

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源の涵 (かん) 養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(2) (略)

2 (略)

3 (略)

第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項

1 (略)

2 将来目標区分の設定に関する基準

将来目標区分は、以下の基準に基づき設定します。

(1) 木材生産林及び環境保全林

木材生産林の設定にあたっては、客観的に木材生産に適した森林であることを基本とし、長期的な木材生産に関する計画の有無についても考慮します。

また、環境保全林については、木材生産林以外とし公益的機能の発揮を重視すべき森林を基本とします。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

3 将来目標区分の設定

第2項により設定された区域を【別表3】に示します。

【別表3】 森林配置計画における将来目標区分の区域

(集計表)

区分	面積 (h a)
木材生産林	11,274.20
環境保全林	22,842.50
観光景観林	35.56
生活保全林	29.85

4 (略)

5 (略)

第6 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

森林整備及び保全の目標の実現を図るため、一般車両の走行を想定する骨格的な「林道」、主として10t積みトラックや森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」について計画的な整備を促進します。また、林道等の整備に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進します。

計画にあたっては、周辺環境に配慮し、希少な野生生物の保護や埋設文化財等の保全等に留意します。

1 (略)

2 (略)

3 作業路網に関する事項

(1) (略)

(2) (略)

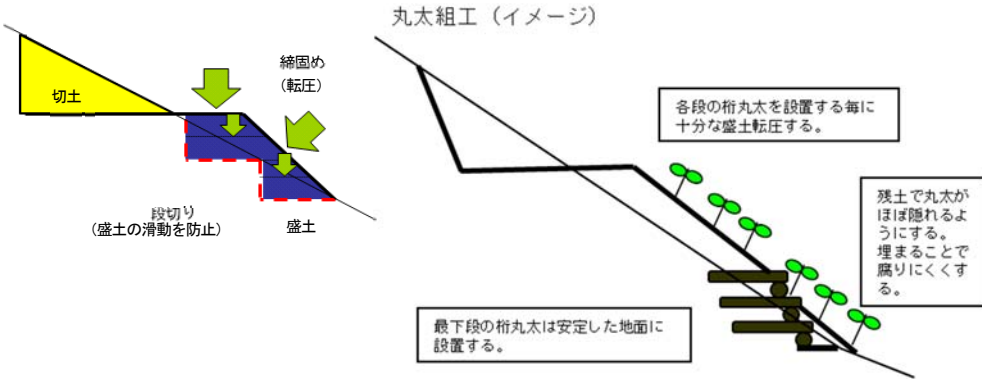
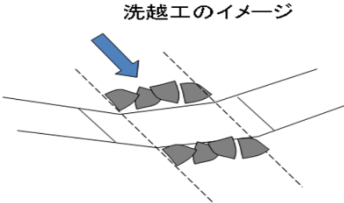
(3) 基幹路網に関する事項

ア 細部路網の整備計画

① (略)

② 施工上の留意事項

施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう必要に応じて計画の変更を行うこととします。

区分	配慮すべき事項
線形	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。
切土	できる限り低く（1.5m程度までが望ましい）するとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取る。
盛土	「段切り」や「締固め」を行うとともに、法令や盛土高さに対応したのり面勾配で施工する。急斜面では構造物を設置するなど安定を図る。
盛土の施工	 <p>丸太組工（イメージ）</p> <p>各段の桁丸太を設置する毎に十分な盛土転圧する。</p> <p>残土で丸太がほぼ隠れるようにする。埋まることで腐りにくくする。</p> <p>最下段の桁丸太は安定した地面に設置する。</p> <p>切土</p> <p>締固め（転圧）</p> <p>段切り（盛土の滑動を防止）</p> <p>盛土</p>
小溪流の横断	<p>管渠は豪雨や維持管理不足等により土石や流木等が詰まりやすく、結果として路体の流出・崩壊や土石流の原因となる事例が多いため、流量の少ない谷では洗越工を基本とする。</p>  <p>洗越工のイメージ</p>
路面水の処理	路面の縦断勾配、路面水が流れる区間の延長等を考慮して、路面水がまとまった流量にならない間隔で横断排水溝を設置する。排水する箇所は、できる限り尾根などの安定した場所を選ぶとともに、縦断勾配を波形勾配（常水のない谷部で上げて安定した尾根部で下げる）とすることにより分散排水を心がける。
残土処理	残土処理においても、盛土の施工と同様に段切りにより安定した基盤をつくった上で締固めを行うとともに土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とする。

イ（略）

4（略）

第7 (略)

第8 (略)

第9 その他必要な事項

1 (略)

2 (略)

3 (略)

Ⅲ (略)

Ⅳ (略)

V その他森林の整備のために必要な事項

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における恵那市森林経営管理事業計画については表V-1-6-1のとおりです。

表V-1-6-1 計画期間内における恵那市森林経営管理事業計画

区 域	作業種	面積(ha)	備 考
恵那市笠置町 73 林班	間伐	14.67	令和元年度実施済
恵那市串原 42 林班	間伐	9.95	令和元年度実施済
恵那市笠置町 72 林班	間伐	35.27	令和2年度実施済
恵那市串原 12.14 林班	間伐	24.95	令和2年度実施済
恵那市明智町 97 林班	間伐	7.48	令和2年度実施済
恵那市笠置町 70.71 林班	間伐	40.15	令和3年度実施済
恵那市武並町藤 181 林班	間伐	9.44	令和3年度実施済
恵那市串原 17.18 林班	間伐	29.89	令和3年度実施済
恵那市明智町 98.99.100 林班	間伐	17.52	令和3年度実施済
恵那市笠置町 68.74 林班	間伐	19.82	令和4年度実施済
恵那市明智町 95.96 林班	間伐	35.76	令和4年度実施済
恵那市串原 47.49.50 林班	間伐	47.95	令和4年度実施済
恵那市笠置町 66.67.69 林班	間伐	46.91	令和5年度実施済
恵那市串原 31.32.33 林班	間伐	24.30	令和5年度実施済
恵那市笠置町 75.76 林班	間伐	<u>39.42</u>	<u>令和6年度実施済</u>
<u>恵那市岩村町</u> <u>52.53 林班</u>	間伐	<u>11.88</u>	<u>令和6年度実施済</u>
<u>恵那市明智町</u> <u>21.24.25 林班</u>	間伐	<u>15.42</u>	<u>令和6年度実施済</u>
<u>恵那市長島町</u> <u>149 林班</u>	間伐	<u>8.30</u>	<u>令和7年度実施予定</u>
<u>恵那市笠置町</u> <u>77.78 林班</u>	<u>間伐</u>	<u>30.00</u>	<u>令和7年度実施予定</u>
<u>恵那市山岡町</u> <u>45 林班</u>	<u>間伐</u>	<u>25.00</u>	<u>令和7年度実施予定</u>
<u>恵那市串原</u> <u>43.44 林班</u>	<u>間伐</u>	<u>25.00</u>	<u>令和7年度実施予定</u>

6 (略)